

第 5027 号	 リーダスクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行 リーダスクラブFAXニュース (2014年)平成26年 7月17日 木曜日
----------------	--	--

発行所 三輪厚二税理士事務所／顧問料不要の三輪会計事務所（編集・発行：税理士 三輪厚二）
大阪市中央区備後町2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.zeirishi-miwa.co.jp>

♪ カラオケボックスの使用料は接待飲食費!?

Q：交際費のうち接待飲食費については50%が損金に算入できるそうですが、カラオケボックスでの使用料などはどうなりますか？

A：飲食を主目的とする場合には、接待飲食費として扱われます。

【解説】

平成26年度税制改正により、法人が支出する交際費等の額のうち接待飲食費の額の50%相当額が損金の額に算入できることとなり、平成26年4月1日以後に開始する事業年度から適用されています。

損金算入の要件は、次のとおりです。

- ① 1人当たり5,000円以下の飲食費であること
- ② 社内の者だけを対象とする飲食費でないこと
- ③ 一定の事項を記載した書類を保存していること

ところで、カラオケボックスでの接待ですが、この取扱いの適用となるのは、あくまで飲食等を主たる目的とする場合ですので、接待等の二次会等で、カラオケを主目的とする場合の使用料などは、当然に交際費となり、接待飲食費には該当せず、この規定を適用することはできません。

なお、飲食目的でのカラオケで、この規定の適用を受けるには、一定の事項を記載した書類を保存しておかなければなりませんので、この点に注意してください。

